

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年12月18日

条例第38号

改正 平成28年3月24日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用等)

第2条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 24 日条例第 21 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

（一部改正〔平成 28 年条例 21 号〕）

執行機関	事務
1 市長	廿日市市乳幼児等医療費支給条例（昭和 48 年条例第 11 号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例（昭和 48 年条例第 35 号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和 54 年条例第 26 号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 2 条関係）

（一部改正〔平成 28 年条例 21 号〕）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	廿日市市乳幼児等医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であつ	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	て規則で定めるもの	
3 市長	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの